

建設工事の予定価格事後公表のモデル的試行について（概要）

秋田県が発注する建設工事で、予定価格の事前公表を行わず、事後公表のみとするモデル的試行を、平成30年度も引き続き実施します。

1 試行の目的

〈予定価格の事前公表の問題点〉

- ① 積算能力や施工能力のない企業の参入を招く
- ② 技術力に裏打ちされた積算の排除につながる



自らの積算技術に基づき独自の見積もり努力を払っても、積算能力のない企業との価格競争を余儀なくされるため、結果的に健全な企業が受注できず、品質確保の低下や地域の建設業の衰退につながるものが危惧されている。



県発注工事の品質確保に対する有効性などを検証するため、予定価格の事前公表を行わず、事後公表のみとする試行を実施する。

2 適用対象工事

地域振興局農林部又は建設部が発注する建設工事のうち、発注工事種別が一般土木工事又はほ装工事であって、請負対応額が4,000万円以上（ほ装工事にあっては2,000万円以上）のものから選定します。（請負対応額とは、発注にあたりあらかじめ作成する設計書の設計金額となりますので、予定価格が4,000万円以上（ほ装工事にあっては2,000万円以上）とは限りません。）

3 入札事務概要（事前公表対象工事との相違点）

- ・ 入札書の受理期限後から開札までの間に予定価格調書を作成します。
- ・ 入札書の受理期限後から開札までの間の日数が長くなります。
- ・ 「建設工事等競争入札事務の取扱い」（平成4年2月20日監－1687）第21の規定により、入札執行回数は2回までとします。
- ・ 「秋田県低入札価格調査取扱実施要領」（平成9年8月8日監－1397）に規定する失格判断基準価格（1）の算出にあたり、調査対象者数に依り0.95から1の範囲内で変動していた係数を、1に固定します。

4 適用

平成30年5月1日（火）以降に入札公告を行う工事から適用します。